

新型コロナワクチン接種のお知らせ(第12号)

ワクチン接種へのご理解とご協力を願います！

県内での新型コロナウイルスの感染拡大、特に感染力の強い変異株の急増もあり、新型コロナウイルスに感染した場合は高齢の方だけでなく若い年代の方にも重症化等の危険があります。

ワクチン接種は発症と重症化を予防するだけではなく、感染収束の力を持っています。

本町でも感染者の増加傾向が見られるため、根拠のない情報に惑わされず、より多くの方が新型コロナワクチンを接種されるよう、ご理解とご協力を願います

ワクチン接種に関するよくある質問

問 ワクチンの効果は？

答 新型コロナウイルス感染症の発症を予防したり、重症化を予防する効果があります。

【2回の接種による発症予防効果】ファイザー95% モデルナ94%

※ 発症予防効果95% = 接種しない場合に比べて発症する人の割合を95%減らすことができるという意味

問 ワクチン接種後に感染することはあるの？

答 2回目のワクチン接種後、十分な免疫ができるまでに1~2週間程度かかり、免疫ができても100%発症を予防できるものではないため、引き続き感染対策の徹底が必要です。

問 どのような副反応があるの？

答 注射した部分の痛みや発熱、疲労、頭痛、筋肉や関節の痛みなどがみられますが、これらの症状の多くは、接種後数日以内に解消します。また、まれに接種後30分以内に「アナフィラキシー(急性アレルギー反応)」が出ることもあります。

接種後、気になる症状があった場合は、接種医やかかりつけ医、県相談センターにご相談ください。

【宮城県新型コロナワクチン副反応相談センター】

◎ 受付時間：午前8時45分～午後5時15分（土日・祝日も対応）

◎ 電話番号：050-3615-6941（専用ダイヤル）

問 ワクチン接種後に死亡したり不妊になることはあるの？

答 今のところ、新型コロナワクチンが原因で亡くなったと判定されたケースはありません。

また、男女問わず、ワクチン接種が原因で不妊になるという科学的な根拠はありません。妊娠中・授乳中の方でも接種できるワクチンです。

問 健康被害が起きた場合の補償は？

答 健康被害(病気になったり障害が残ったりすること)が予防接種を受けたことによるものだと厚生労働省が認定したときは、予防接種法に基づく救済が受けられます。

その他、新型コロナワクチンに関する疑問については
厚生労働省のホームページをご覧ください。

新型コロナワクチン Q&A

検索

注意!! 新型コロナワクチン接種に関して、金銭や個人情報を求める不審な電話等にご注意ください。

裏面もご覧ください

ワクチン接種及び予約の状況

8月16日以降、町内医療機関でワクチン接種を希望する12歳以上の町民の方が予約可能となっていますので、接種を希望する方は早めのご予約をお願いします。

なお、町内医療機関でのワクチン接種は、今のところ令和3年10月下旬に終了する予定です。ファイザー社のワクチンは、1回目から約3週間後に2回目を接種しますので、1回目を10月1日までに接種するよう予約してください。

【令和3年8月30日現在】 ※ 接種者の割合には、大規模接種センターや町外医療機関等での接種分を含む。

年 代	12~19歳	20~29歳	30~39歳	40~49歳	50~59歳	60~64歳	65歳以上	全 体
予約した方の割合	72.8%	55.4%	56.3%	60.4%	65.9%	78.4%	85.0%	74.1%
1回接種者の割合	53.5%	24.2%	26.3%	62.2%	73.3%	84.5%	91.6%	72.9%
2回接種者の割合	24.2%	11.6%	14.2%	20.4%	22.4%	42.9%	89.8%	54.3%

※ 接種券を紛失した場合は保健福祉課保健予防班(0224-72-3019)にご連絡ください。

※ ご家族、お知り合いの方にもお声掛けください。

丸森町新型コロナウイルス感染症対策本部からのお知らせ

本町の新型コロナウイルス感染者の増加を受け、緊急事態宣言期間中の令和3年8月28日(土)から9月12日(日)まで、下記のとおり制限等を行いますのでお知らせします。

町民の皆様にはご不便をお掛けしますが、ご理解とご協力を願います。また、ワクチン接種の有無にかかわらず、基本的な感染防止対策を徹底し、緊急事態措置期間中の午後8時以降の不要不急の外出自粛をお願いします。

1 イベント、会議等の開催について

(1) 町が主催又は共催するイベント等

次に該当するものは中止又は延期とします。

- ① 不特定多数の来場・参加者が見込まれるもの
- ② 感染した場合重症化のおそれが高い方(高齢者・基礎疾患のある方・妊婦の方)の参加が見込まれるもの
- ③ 感染する可能性が高い会場(近い距離での接触機会が多い・気密性が高い)で開催するもの

(2) 町以外の団体等が主催するイベント等

開催の必要性や(1)の内容を検討したうえで中止・延期等の判断をお願いします。

(3) 町の事業に係る会議等

次に該当するものは、事業運営等に支障が生じない限り中止、延期又は書面による会議とします。

- ① 審議、審査等を要しない報告を主とする内容のもの。
- ② 審議、審査等をする場合でも、会議等の委員に対する事前の周知・同意により、上記の対応が可能なものの。

※ やむを得ずイベント等を開催する場合は、感染予防のための対策(マスク着用・手洗い・消毒液の設置など)を講じることとします。

2 町管理施設の利用制限について

(1) 各地区まちづくりセンター及び付属施設(コミュニティセンター、体育館、グラウンド)

個人、団体の利用を制限(休止)します。ただし、町、住民自治組織等が主催する行事、会議等でやむを得ず開催が必要なものを除きます。

(2) 各小・中学校の体育施設(学校開放施設)

個人、団体の利用を制限(休止)します。

(3) 金山図書館・まるもりふるさと館

休館とします。

発行:保健福祉課保健予防班(保健センター内)

☎ 0224-72-3019

裏面もご覧ください